

J E T R O セミナー開催報告書

「中国における税務リスク対策、2009年税務アップデート、会計上、内部統制上の留意事項」

- 開催日 2009年7月7日（瀋陽）、8日（長春）、9日（大連）
- 講演要旨

1. 中国における税務リスク対策

2009年度に入って、移転価格、税関、国税、地税の一般税務の税務調査、税務局から企業への指摘が非常に多くなってきている。税務調査の段階で、税法に照らし合わせた議論、交渉によって、追徴額、延滞金、罰金を軽減することは可能だが、ほとんどの原因は、過去にあり、事前に対策をすることによって、税務リスクを低減することの方が有効である。

① 今、なぜ、税務リスク対策をするべきか：

- ・ 一つ目は、今後、より多くの企業に税務調査が入る可能性が高いこと。この背景として、国と地方の税収不足とそれに応じた、国家税務総局の徴税強化の方針が出ている。
- ・ 二つ目は、一般的に、日系企業も含めて中国の企業は、過去から非常に高い税務リスクを抱えていることが多い。その理由として、中国の税体系は、法律、実施細則、多くの通達からなり、企業にとって、把握しづらく、すべてに準拠することは難しい状態にある。また、中国は、追徴期間が長く、延滞金、罰金が比較的高く、追加で支払う、税金のコストが非常に高くなる可能性がある。
- ・ 三つ目は、実際に税務調査になった場合、特に、移転価格の調査は、長期に及び、更正されるのか、不明瞭な状態で本社に報告が求められることになる。会社の経営者、管理者の時間が取られ、心労が大きいことが考えられる。

② 中国の税務執行機関と税務調査：

国家予算の策定は、国務院、財政部により行われ、国の主要な収入である税金の徴税の方針は、国家税務総局が責任を持ち、実際の徴税は、各地方の国税と地税が行うことになる。税目の管轄は、原則、中央政府の収入は、国税管理（企業所得税、増値税、消費税、車両取得税）、地方政府の収入は、地税管理（営業税、個人所得税、印花税、契税、資源税、土地増値税、都市土地使用税、車両船舶税、房産税など）となっている。また、輸出入に係わる税金徴収（輸入増値税、関税、消費税）については、税関総署に権限がある。

税務調査に関して、移転価格調査、税関調査、国税、地税による一般税務調査と分けた場合、2008年度の更正額は、移転価格が約12億元程度、税関が10億元程度、一般税務は不

普 华 永 道

明となっている。それぞれの傾向は、移転価格調査は、調査件数では、2003年に2000件を超えることもあったが、2005年から調査の管理が北京の国家税務総局で一元管理されるようになってからは、150から300件くらいで推移している。近年、案件は、大型化してきており、2008年で一件当たりの更正額は、800万人民元となっている。税関の調査は、件数は、1万から2万件と意外に多い。2008年の一件当たりの更正額は、30万元となっているが、ここ数年は、100万元程度で推移している。国税、地税の一般税務調査は、件数は、5万件程度と非常に多い。2009年度は、これらすべてで、件数、更正額は増加すると考えられる。

税務調査のプロセスは、最初に通知書を受け取ることになるが、脱税などの疑いがある場合は、税法上、必ずしも、書面による通知書を出す必要もない為、注意が必要。また、通知書も、調査の直前に送ってくることもよくある。現場調査では、資料の提供、説明など、迅速な対応が求められる。税務解釈に関する協議では、税務の解釈、実務的な取扱いから、議論が必要となる。更正通知書を受けた段階では、覆すことは、難しい。上級の機関に不服申し立てを行うこともできるが、現状では、効果が期待できないことが多い。移転価格調査の場合は、企業が書面による調査通知を受け取る前の段階で、税務局は、机上調査にて、調査対象の選定、企業への資料要求を行って、十分に、企業の産業の状態、企業の状況を把握した状況で、調査に入ることになる。更正通知書を受け取った場合は、一旦、納税することになる。日中間の二重課税の問題については、相互協議の中で、解決することになる。

実際に、税務調査を受けることになった場合の対応に関して

- ・ まず、税務局からコンタクトがある段階、通知書を受け取った段階で、税務調査の本質（調査主体、調査対象、期間など）を理解することが重要となる。
- ・ 税務調査官に対しては、協力的な態度で臨むことが必要（脱税行為と見なされる場合には、無期限遡及の可能性があり、罰金は、税務局に裁量権限がある為。）
- ・ 税務調査に対して、企業側の幹部がリードをとり、承認しないことには、サインしないことが大事。
- ・ 税法の解釈や事実認定の議論に関しては、専門家のアドバイス、立会いを求めるのが有効。特に議論、交渉の大きな余地のある国際税務の問題（移転価格、PE課税）に関しては、結果が大きく違ってくる為、専門家のアドバイスを求めることが勧められる。
- ・ また、普段、税務局とは、良好な関係を保っていたとしても、税務調査は、税収管理の部門とは、別の調査部門の調査官が行う為、その関係は有効に働かない可能性が高い。

事前にできる税務リスク対策として

- ・ 基本は、税務会計に関する内部統制をきちんと整備していくこと（適切な人員の配置、税務会計手続きの整備、書類の保管管理、特に、税務上の証憑となるインボイス管理、適切なレビュー、承認手続き）。
- ・ また、各担当者用に、税務リスクが高いところを纏めた税務マニュアルや税関関連の手続きを纏めた税関マニュアルを整備しておくことも有効。
- ・ 税務の問題は、管理者や担当者が知っているか、知らないかで、大きな違いを生むことがよくある為、例えば、財務担当者会議で勉強会を行ったり、担当者が外部のトレーニングに参加することも有効。

普 華 永 道

- ・ 関連者との取引は、移転価格税制、関税基準価格の点で、特にリスクの高い分野である為、関連当事者間取引のポリシー作成は非常に重要。移転価格税制に関して、経済分析、ベンチマーキングで、自社のあるべき利益レンジを押さえて、利益管理をすること、文書化を行っておくことが、リスク対策となる。
- ・ 税務調査が、従業員が引き金になるケースもある。特に、会社の税務会計情報をよく知っている従業員が会社とよくない関係で退職する場合は、要注意で、税務調査がくる前に、税務リスク調査を行っておくことも有効。

③ 移転価格税制への対応：

「特別納税調整実施弁法（試行）」（以下、「実施弁法」）の公布により、移転価格税制、その他特別納税調整の執行ガイドラインが明らかにされた。

（1）中国の移転価格税制～実施弁法を踏まえて～

実施弁法の位置づけ

企業所得税法第六章「特別納税調整」、税収徴収管理法、租税条約の関連規定を執行する上でのガイドラインとして、実施弁法が制定された。国家税務総局による新規導入の意図としては、次のような点が挙げられる。

- ・ 移転価格税制強化により中国の課税ベース（税収）を確保する
- ・ 移転価格税制以外にも、より広範囲の反租税回避規定により、クロスボーダー取引の進展に対応した法規定（タックスヘイブン税制や一般的な租税回避防止規定など）を整備する
- ・ 税収管理の実施体制を改善する（納税者の「積極的なコンプライアンス」、取引の実質を重視、納税者や関係者に明確なガイドラインを提供）

実施弁法の構成

13章、118の条文から成り、さらに22の付表が添付されている。移転価格税制のコンプライアンス上、特に次の部分に留意する必要がある。

- 第二章 関連申告（関連者間取引報告表等の義務）
- 第三章 同時資料管理（同時文書化）
- 第四章 独立企業間価格の算定方法
- 第五章 移転価格調査および調整
- 第十二章 法的責任

同時文書化

- ・ 第15条に挙げられる3つの条件のいずれかに該当する場合は、文書化が免除される。ただし、移転価格調査で更正処分を受け、追跡管理期間にある企業は、同時文書を作成し、対象年度の翌年6月20日までに所轄税務局に提出しなければならない。
- ・ 同時文書には、次のような項目を含めることが求められる。
 - ① グループ組織構成・関連情報
 - ② 事業経営状況（産業分析・機能リスク分析を含む）
 - ③ 関連者間取引状況（経済・財務分析を含む）

普 華 永 道

- ④ 比較可能性分析（比較対象企業選定）
- ⑤ 移転価格算定方法の選定・適用（ベンチマーキング）

特に、「機能とリスクの分析」は、移転価格税制の特徴的な部分で、非常に重要であり、それに基づき、適切な独立企業間価格の算定方法を選定し、ベンチマーキングを行う必要がある。

（２）移転価格税制への対応

- コンプライアンス、税務リスクの抑制・管理、タックスプランニングという観点から、移転価格税制に取り組むことが重要である。できるだけ、早急に２００８年度分の文書化を進め、そこから発見できる事項等を２００９年の移転価格管理に反映させることで、効果的な対応が図れる。
- 中国での合同調査、日本の親会社の移転価格調査において、特にグループとしての整合性が重要となる。日本本社においてグローバルポリシーを制定し、それを基に、中国現地法人の文書化を行うという進め方が望ましい。

④ 税関への対応：

（１）中国税関は、以下の権限を与えられている：

- 輸出入の運送手段、貨物、個人荷物、メール及び其の他のものに対する監督及び管理
- 税関関税及び其の他の税金の徴収
- 密輸の取り締まり
- 税関統計データの編集
- その他（非関税障壁、例えば輸入ライセンスの管理など）

（２）税関リスクを最小化する為にするべきこと：

- 適切な会社内部での通関手続の管理
- 効率的な税関手冊の管理 — 定期的に差異を縮小
- 企業分類の高い格付けの保持に努める — 輸出入代理の分類級別も重要
- 税関分類を絶対に無視しない — 罰金だけではなく、その他悪影響を伴う
- “ベンチマーク”を下回る 評価額は、税関調査の原因となりうる

⑤ 一般税務への対応：

最近の税務調査の動向は、セルフチェックによる自己申告が多用されていることである。通常、数週間から一ヶ月程度の時間の猶予が与えられ、過少申告、脱税の自己申告を行う。その後、重点調査対象に対して、税務監査が実施される。また、今年度は、税法に依拠しない、もしくは、解釈の余地のある問題に関しての指摘が増える傾向がある。

調査の対象となりやすい点として以下がある：

- 増値税
 - 見なし販売あるいは控除不可の仕入税額
- 企業所得税
 - 見なし販売

普 華 永 道

- 損金不算入として扱われる費用
- PE（恒久的施設）課税
- 個人所得税
 - 従業員に対する課税対象と経済的利益や手当
 - 第三者である個人への贈与やコミッション
- 外貨送金の問題

この中で、年一回性賞与の個人所得税の計算の特例（国税発[2005]9号）について、近年、日系企業の出向者の賞与に対して、適用を認めないとするケースが増加している。また、出向者の日本払い給与に関して、中国現地法人から日本親会社に送金する際に、PE課税を受けているケースが増加している。

2. 中国税務アップデート

（1）日本での海外子会社配当金益金不算入制度の導入

日本の2009年度の税制改正で、海外からの配当の益金不算入制度が導入された。この改正により、原則、2009年4月から開始される事業年度より、25%以上の持分を6ヶ月以上保有している外国子会社からの配当金の95%部分が非課税となる（但し、一定の経過措置あり）。一方、間接外国税額控除、直接外国税額控除の適用はなくなる。今後、日系企業も連結ベースでの税効率を高める為に、海外子会社での法人税、源泉税の低減が重要となる。

（2）中国の企業再編税制の導入

企業所得税法实施条例（第75条）において、国务院の財政、税務主管部門による別段の定めがある場合を除き、企業は再編の過程において、取引が発生したときに、関連資産の譲渡所得または損失を認識し、その関連資産は取引価格により改めて課税ベース（税務上簿価）を確定する、と規定されていたが、2009年4月30日に、財政部、国家税務総局より、企業再編における企業所得税の処理に関する通知（財税[2009]59号）が公布された。

対象となる再編の形式は以下：

- 法律の形式変更
- 債務再編
- 持分買収
- 資産買収
- 合併
- 分割

以下の5つの要件をすべて満たした企業再編は特例的な税務上の取り扱い（課税の繰り延べ）が認めらる。

- 企業再編が合理的な商業目的を有しており、且つ税額納付の減少、免除あるいは遅延を主要な目的としていないこと。

普 華 永 道

- ・ 買収、合併、または分割の対象となる持分や資産が企業再編の重要性を示す一定の割合に達していること。持分買収取引の場合、買収される持分は、買収対象企業の全体の持分の75%以上であること、資産買収の場合、買収される資産は、資産を譲渡する企業の全体の資産の75%以上であること。
- ・ 企業再編後12ヶ月間、移転した実質的な事業活動を継続的に行っていること（「強制的な事業継続期間」）。
- ・ 再編取引の対価は、主として持分（または株式）であり、持分による対価支払の割合が85%以上であること。即ち、持分以外の対価（一般的に対価を調整するための金銭等であり、現金、銀行預金、債権、取引可能な有価証券、棚卸資産、固定資産、その他の資産及び債務の引き受けなどを含みます）の割合は全対価の15%以下であること。
- ・ 企業再編において、対価としての持分を取得した出資者は、企業再編後12ヶ月以内、取得した持分を譲渡しないこと。（「強制的な保有期間」）

クロスボーダーの企業再編の特例に関しては、以下の4つのパターンが認められる。

- ・ タイプ1. 非居住者企業がその保有する居住者企業の持分を100%の持分関係を有する非居住者企業に譲渡し、さらに、その持分譲渡によって、当該持分がその後譲渡される場合の譲渡益に対する源泉所得税負担に変更がなく、且つ、譲渡側非居住者企業が、その譲渡の後、3年（3年を含む）以内にその企業が保有する譲受側非居住者企業の持分を譲渡しないことに同意した場合。
- ・ タイプ2. 非居住者企業が保有する居住者企業の持分を100%の持分関係を有する他の居住者企業に譲渡する場合。
- ・ タイプ3. 居住者企業が保有する資産または持分をもって100%の持分関係を有する非居住者企業に投資する場合。この場合に適用される特例処理として、資産または持分の譲渡による所得を10納税年度に均等に配分して、各年度の課税所得額に計上して、課税を繰り延べることになる。この再編においては、再編規定により取引の発生時において一旦は所得を認識することが要求されるが、当該課税所得は規定により課税が繰延べられる。
- ・ タイプ4. 財政部、国家税務総局が承認するその他の場合。

3. 世界同時不況下における会計上の留意点

100年に一度と言われているこの「世界同時不況」が企業会計に与えている状況を解説。2008年12月期の中国法定決算において論点となった5項目について解説(日本基準との相違点も含む)。また、2009年12月期において注意が必要と考えられる項目についても紹介。

(1) 2008年12月期の中国法定決算において論点となった5項目

稼働率の低下に伴う減価償却費の振替処理

- ・ 未稼働、あるいは稼働率が明らかに低下している固定資産にかかる減価償却費は、中国会計基準上、売上原価及び棚卸資産から管理経費への振替が必要

普 華 永 道

となる。

- 「標準操業度」の算出方法に関する会社ポリシーを整理・確立するとともに、「稼働率の低下」の定義についても整理が必要。

棚卸資産の低価法

- 棚卸資産の帳簿価格が正味実現可能価額より低い場合、当該差額について棚卸資産評価引当金を計上しなければならない。
- 「低価」の事実を把握するための内部統制を整備・運用するとともに、正味実現可能価額の算定の社内ルールを作成することが必要。

固定資産の減損

- 「固定資産の減損」とは、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態をいう。（「減損の兆候」。）「減損処理」とは、一定の条件の下で帳簿価額を回収可能価額まで減額する会計処理をいう。
- 割引後の将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には（「判定」）、減損損失を計上（「測定」）する。（なお、日本基準上は「割引前の将来キャッシュ・フロー」で判定するため、中国会計基準のほうが、減損を認識する可能性が高い。）

持分法

- 「持分法」とは、投資会社が被投資会社の純資産及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を決算日毎に修正する方法をいう。中国会計基準上は持分法が強制適用されている。（日本基準上は、「原価法」。）
- 投資会社の決算確定に万全を期すためにも、前述の三点を含め、損益インパクトの大きな項目につきタイムリーなコミュニケーションが必要。

継続企業の前提

- 継続企業の前提について重要な疑義が生じている場合、経営者は継続企業の前提について自ら評価する必要がある。
- 上記はあくまで例示項目の一部であり、企業の実情に照らして総合的に判断すべきである。そして、重要な疑義があると判断された場合、経営者は当該状況を解消又は大幅に改善させる経営計画を作成するとともに、その旨を財務諸表に注記する事になる。監査人との十分な討議（必要書類を含めて）が必要。

(2) 2009年12月期において注意が必要と考えられる項目

その他の想定される会計上のトピック

- 見積項目（貸倒引当金、リストラ損失引当金 etc）
- 後発事象の取扱い

普 華 永 道

- 繰延税金資産(対グループレポーティング)

不正リスクの増大

- このような厳しい経済環境下のため、今一度、「内部統制」について再考する必要があると考えられる。

4. 内部統制上の留意点

内部統制上の留意点においては、中国の会社で数多く遭遇するトラブルとしてあげられる不正について、実際に発生した三つの不正事例の紹介と、その解決策を紹介。内部統制の構築・再考の必要性について解説した。

中国における不正の特徴

- 中国における不正の特徴として、「資産の横領に結びつく不正が目立つ」、「一人の人間によって行われるのではなく、外部者あるいは内部者での共謀で行われ、関係者が複数名存在することが多く、共謀による不正を事後的に発見するのは、非常に困難を伴う」、「キーパーソン、すなわち、最も信頼しているはずの人間による不正が多発している」、「物的証拠が残っていないために、事後的に確証をつかむのは極めて困難」という特徴を紹介。

中国で不正が生じやすい背景

- 中国で不正が生じやすい背景として、「日系企業は、やはり性善説にたっている会社が多かった」、「中国での事業の急展開により、まずは、製造面や営業面に力を注ぎ、管理面はどうしてもおろそかになってしまったという会社も少なくなかった」、「管理については、一人の担当者に権限が集中されているケースが多い」、「国語の理解不足により、ローカルスタッフと十分なコミュニケーションが取れず、特に管理面はローカルの方に任せきりになってきたこともある」、「ローテーションの不足」という日系企業の特徴を解説。これが日系企業で不正が多い要因のひとつと感じるとのことでした。このような背景のある中国でこそ、内部統制の仕組みを設け、不正が生じないような仕組みを社内であらかじめ構築しておくことが必要であることを説明。

事例1.

- まずは、財貨のインフローに関連して不正が生じた会社の例を解説。生じた不正としては、①現金回収金額の横領。②架空会社への販売と貸倒れ。③未承認の値引きと、謝礼としてのキックバック。
- そして、財貨のインフローに関して起こる不正に対して、内部統制を構築することにより、起こり得ない会社にする必要性について解説。内部統制のポイントとしては、本来あるべきインフローの確実化のための仕組みを整えること、すなわち、会社に入るはずのお金が間違いなく

普 華 永 道

着実に入るのを確実にすることを常に念頭において内部統制を構築する必要がある事を具体的に解説。

- また、マネジメントによるモニタリングの重要性についても解説。モニタリングは内部統制の一種であり、月次決算の数値の推移や相関関係を概括的に眺めてみることである。このモニタリングにより異常な事態に早めに気づくことが可能。ポイントとしては、インフローの遅れは見逃さない事。営業周りで不正が行われたときに必ず生じる兆候は、入金遅れである事が多い。そのためマネジメントとしては、入金の遅れは厳しくウオッチしているという姿勢を見せることの必要性について解説。

事例 2.

- 続いて、財貨のアウトフローに関連して不正が生じた会社の例を解説。生じた不正としては、①材料仕入の高額発注あるいは高額経費に伴う、業者からのキックバック。②慢性的な消耗品の過少な納品。③架空人件費。
- そして、財貨のアウトフローに関して起こる不正に対して、内部統制を構築することにより、起こり得ない会社にする必要性について解説。内部統制のポイントとしては、本来あるべきアウトフローのみが生じる、すなわち、会社が払うべき金のみが会社から出て行くことを担保できることを常に念頭において構築する必要がある事を具体的に解説。
- また、マネジメントによるモニタリングの重要性についても解説。ポイントとしては、ポイントとしては、アウトフローのおかしな動きを見逃さない事。説明のつかない金の出は厳しく見ているという姿勢を見せることが必要性について解説。

事例 3.

- 最後に、財貨のストックに関連して不正が生じた会社の例を解説。生じた不正としては、①簿外の現金（小金庫）、簿外の銀行預金口座。②スクラップの売却に伴う、キックバック。③内部者による原材料の盗難。④固定資産の盗難、私的発注。⑤クビになった人間が腹いせに重要データを持ち出し&消去。
- そして、財貨のストックに関して起こる不正に対して、内部統制を構築することにより、起こり得ない会社にする必要性について解説。内部統制のポイントとしては、財貨と記録は常に1対1にして保全すること、すなわち、財貨を記録によりコントロールする事、いわゆる台帳管理の必要性を具体的に解説。
- また、マネジメントによるモニタリングの重要性についても解説。ポイントとしては、記録の分だけ本当にストックはあるのか？という視点を持つことの必要性について解説。

まとめ

- ①不正は起きてからでは回復は本当に大変。不正の起きない土壌、仕組み作りが大切
- ②モニタリングは不正早期発見の第一歩。

普 華 永 道

- ③うちの子に限って、ということはない
- ④キーパーソンこそ怖い 特定の人に権限を集中させすぎない
- ⑤キーパーソンの羽振りとは？
- ⑥外部専門家のサポートにより、見える部分は多い

内部統制という、やはり J-sox 等、制度に縛られてしかたなくやるというイメージをもたれがちであるが、本当は、会社で悪いことの出来る可能性を減らし、社内で問題が生じるのを未然に防いでくれたり、あるいは、魔が差して、悪いことをしてしまい、人生を棒に振ってしまうことのないようにするという意味で、実は、会社にも従業員にもお互いにメリットのある仕組みであるといえるといえる。だからこそ、会社にとって内部統制は重要である事を解説。また、内部統制の導入して、不正の余地をなくし、事業での無駄を省くこと、あるいは、特定の人がおいしい思いをすることがないという意味で、従業員の公平感が生まれ、会社が効率的な事業が行えるようになれば、結果業績アップにより給料も増やせるため、更に従業員の不正の余地は少なくなっていくという良い循環が生まれるというメリットを強調。

➤ 質疑応答

Q1: 輸出税還付の仕組みと手続きの仕方。間違った記帳、申告した場合の修正の仕方とかをお教えてください。(瀋陽)

A1: 国税発[2002]11号通達により、申告を間違った場合、以下の原則で修正することができる。

前期の申告錯誤について、当期にて調整を行う。

- (1) 前期過小申告を行った場合、当期に追加納税することができる。
- (2) 前期過大申告を行った場合、次の方法は選択できる。
 - a: 誤った差額を赤字(マイナス)で当期の金額を相殺。(明細表にマイナスで調整)
 - b: 赤字(マイナス)で前期の数字を全部相殺して、青字で改めて全額申告する。
- (3) 輸送費、コミッション等の実際に発生する金額が、前期の記帳金額と相違する場合は、上記の原則で調整できる。
- (4) 当年度輸出した貨物が返却される場合は、赤字(マイナス)で次期の売上を相殺することができる。

Q2: 外国人が中国企業で働きますが、中国に駐在しないで、ネットワークで仕事を指導します。給料は毎月払います。このような状況なら、どうやって税金を払いますか？

例えば: 外国人A君が2009年中国B企業で働いています。1ヵ月の給料は6000元。でも、2009年は、A君が中国に来ないで、ネットワークでB社の仕事を指導しています。このような状況なら、どうやって税金を払いますか？(長春)

A2: 結論としては、原則は、中国で課税されない考えられるが、もしA君は中国のB企業の

普 華 永 道

みに雇用されて、日本で職がない場合、税務局には「中国の滞在期間がないが、中国の企業に工作期間がある」と指摘され、課税される可能性もある。従い、税務局に審査される際に、海外で勤務することを証明できる書類を備えることを検討すべき。

中国源泉所得の判定に関しては、『国家税務総局「中国国内に住所を有さない個人が稼得する給与所得の納税義務に関する通達」』（国税発「1994」148号）を参照できる。これに基づけば、個人が中国国内での実質勤務期間中に個人が所得する給与は、支給企業の所在地国や、雇用主の法人・個人の別を問わず、すべて中国源泉所得として扱われるが、一方、当該個人が中国国外での実質勤務期間中に取得する給与は、中国国外源泉所得として扱います。中国国内に住所を有さず一納税年度における中国勤務期間が連続また累計で90日を超えない個人、もしくは租税条約が規定する期間における中国滞在期間が連続または累計で183日を超えない個人は、中国国内での実質勤務期間に「国内にある企業」・個人雇用主から支給されたか、「国内機構」が負担した、給与所得についてのみ申告納税する必要があります。従い、中国国内での実質勤務期間の存在が問題となる。中国国内、国外勤務期間の判定については、国税発[1995]125号『国家税務総局「中国国内に住所を有さない個人の個人所得税にかかる若干の具体的問題に関する通達」』を参照でき、以下のように定められている「中国国内企業、機構に勤務する個人の実際の中国国内勤務期間は、当該期間の公休日を含めるべき。中国国外の事業拠点で役務提供する期間については、当該期間の公休日を含めたものを国外勤務期間とする。税務機関は申告された国外勤務期間の審査にあたって、当該納税者に対し、その派遣元会社が発行する国外事業所への任命書、もしくは国外事業拠点の設立の関するプロジェクトの契約書及び当該営業拠点に派遣される証明書の提出を要求することができる。」

Q3. 一般貿易取引において金型を分割請求の際、増値税領収書の発行タイミングはどのようにすれば良いか。（大連）

A3: 分割請求の際、契約の約定に基づく代金受領日に増値税領収書を発行する。書面による契約、又契約に受領日を約定されない場合、商品の出荷日に増値税受領書を発行する。

「増値税暫行条例実施細則」の第38条:

条例第19条第1項目にいう「物品販売または課税役務提供の納税義務発生日」は、売上決済方式の違いにおおじて、具体的には下記の通りとする。

掛売りと代金分割受領方式を採用する物品販売の場合は、契約の約定に基づく代金受領日とする。書面契約、又契約には約定受領日がない場合、物品の出荷日とする。

Q4. 日本親会社からの借入にかかる利息支払時、以前は企業所得税のみで営業税は課税されていなかったと聞きましたが、現在は課税されています。また他社では現在も営業税は課税されていないとも聞きます。本件に関する正しい解釈はどのようなのでしょうか？（大連）

普 华 永 道

A4: 中国国内企業が日本親会社からかかる利息を支払う時、以前、営業税は課税されませんが、現在、原則的に課税されます。

(一) 以前の状況:

国家税務総局「外国企業が中国国内から取得する利息収入、賃貸料収入に営業税が課税されるか否か」に関する通達(国税発「1997」35号): 中国に経営機構や拠点を設置していない外国企業が中国から取得する、利息収入、有形動産の貸付には、営業税を課税しない。

(二) 現在の状況:

2006年4月の国家税務総局「失効又廃止された税収規定目次」の公布に関する通達(国税発「2006」62号)により、上記の国税発「1997」35号は廃止されることになった。

2009年1月1日以降施行されている営業税暫行条例実施細則により、役務の提供者または役務の受領者が中国に所在する場合は役務発生地が中国であると認定されるので、日本の親会社が中国国内企業に貸付することは、日本親企業が国内企業に金融役務を提供すると見なされる。従い、営業税は課税されると解釈される。

Q5. 一時金の税金について、一年に一度優遇策を受けることができるが、大連地区の解釈は、一年に二度一時金が支給される場合は、適用不可とのこと。その解釈で、やむをえないのか? また、優遇策を受けるための工夫はないのか? (大連)

A5: 日系企業の年2回支給される賞与の内、一度のみ、国家税務総局「個人が取得する年次一括賞与等の個人所得税の算定・課税方法」に関する通達(国税発「2005」9号)を適用することに関しては、地域や所轄の税務局により解釈、取扱いに違いがある。規定では、以下のようになっている。

第3条: 一納税年度内において、一納税者につき1度のみ、これら税額計算方法の適用が認められるものである。

第5条: 非雇用者が取得する半期賞与、四半期賞与、残業賞与、先進模範賞与、勤務評価皆勤賞与等の年次一括賞与以外の各名目による賞与については、すべて当該月の給与収入に含め、税法規定に従って個人所得税を納付する。

Q6. 不動産税(房産税)について、リース不動産に対する不動産税の計算方法が、09年1月から変わりました(実質的に増税)。対処方法について具体的事例があればご教示下さい。(大連)

A6: 外商投資企業は、以前、各地方政府が規定する細則に基づき、都市不動産税を納付していたが、2009年1月1日から「中華人民共和国不動産税暫行条例」により不動産税を納付することになった。

国务院令「2008」546号により、「都市不動産税暫行条例」は廃止され、2009年1月1日から、外資企業、外国企業又組織、及び外国個人に対して、「中華人民共和国不動産税暫行条例」

普 华 永 道

により不動産税を徴収する。又、「不動産税暫行条例」により、自己使用と賃貸の処理が異なる。自己使用の場合は都市不動産税の計算と同様だが、賃貸については、賃貸料に対して12%の不動産税が課税されます。計算式は、下記の通り。不動産税=賃貸料×12%

提供は、プライスウォーターハウスコーパース 北京事務所日系企業部

Tel. 010-6533-3072

以上